

第十一回特別弔慰金を支給します

対象 戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人がいない場合、次の先順位のご遺族お1人

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹（要件により順位が入れ替わる場合があります）
- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人

支給内容 額面 25 万円、5 年償還の記名国債

請求に必要な物 印鑑（ゴム印、シャチハタは不可）、窓口に来る人の本人確認書類（代理の場合は委任状）

請求期限 令和5年3月31日（金）

※請求期限を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなります。

※郵送請求を希望する場合はご連絡ください。

申請生活福祉課（本館2階6番窓口） ☎⑤ 6718

国保加入者で住所地に居住していない人はお知らせください

8月1日から使用する国民健康保険被保険者証を、7月初旬に住居地の世帯主宛てに簡易書留で送付します。

特別な事情で住所地に居住していない世帯の人は、郵便局で転送の手続きをするか、6月24日（水）までに国民健康保険課（本館1階11番窓口）で送付先変更などの申請をお願いします。

※送付先変更などの申請は毎年必要です。また、世帯員個別の転送は受け付けておりません。
※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

問国民健康保険課 ☎⑤ 6750



国勢調査

2020

問政策財政課 ☎⑤ 6711

国勢調査は、日本国内に住む全ての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査です。

10月1日を基準日に国勢調査が始まります。調査にご協力をお願いします。

※詳しくは、QRコードからご覧ください。



お知らせ

☎③ 5111 FAX ② 5100

土・日曜日および祝日は閉庁

※お知らせの表記

申…申し込み先

問…問い合わせ先

※費用の記載がないものは無料です。

【広報とわだに掲載の各種催しや募集などについて】

広報とわだに掲載したイベントや相談会などの各種催しや募集については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止や延期、変更になる場合がありますので、ご了承ください。
※事前に各問い合わせ先にご確認ください。

暮らし

夏季における市職員の服装

9月末日まで「夏季の軽装期間」として、暑さをしのぎやすい服装で仕事をします。市民の皆様のご理解をお願いします。

問総務課 ☎⑤ 6705

令和元年度情報公開制度・個人情報保護制度による開示状況

問総務課 ☎⑤ 6719

▶情報公開制度による開示請求の件数と処理状況

実施機関	請求件数	決定件数			審査請求件数
		全部開示	一部開示	非開示	
市長（※）	25	14	11	0	1
教育委員会	9	1	8	0	0
議会事務局	1	1	0	0	0
合計	35	16	19	0	1

※水道事業および下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。

情報公開制度…市が持っている公文書の開示請求権を皆さんに保障するとともに、情報の公開・提供を進めていく制度です。

▶個人情報保護制度による開示請求の件数と処理状況

実施機関	請求件数	決定件数			審査請求件数
		全部開示	一部開示	非開示	
市長（※）	1	0	1	0	0
病院事業管理者	50	50	0	0	0
合計	51	50	1	0	0

※水道事業および下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。

個人情報保護制度…市が持っている皆さんの情報の取り扱いについてのルールを定め、個人の権利利益を保護しようとする制度です。自分に関する情報を知りたいときにその開示を請求したり、誤りがあるときに訂正を請求したりすることができます。